

事 務 連 絡
令 和 元 年 5 月 7 日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

元号の表記の整理のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令
の公布等について

標記について、別添1及び別添2のとおり日本年金機構理事長宛て及び地方厚生
(支)局長宛て通知しましたのでお知らせします。

年発 0507 第 1 号
年管発 0507 第 3 号
令和元年 5 月 7 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省年金局長
(公 印 省 略)
厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

元号の表記の整理のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の公布等について

元号の表記の整理のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第 1 号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、同日施行された。このうち、厚生労働省年金局所管の省令の改正の概要等は下記のとおりであるので、御了知いただくとともに、貴機構において周知徹底を図り遺漏のないよう取り扱われたい。

記

第一 年金局所管の省令の改正の概要

改元に伴い、次に掲げる省令により定められた様式中の「平成」の語句を「令和」に改める等必要な改正を行ったものであること。

- ①老齢福祉年金支給規則（昭和 34 年厚生省令第 17 号）【改正省令第 7 条第 13 号関係】
- ②厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 14 年厚生労働省令第 25 号）【改正省令第 7 条第 26 号】
- ③厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 151 号）【改正省令第 7 条第 32 号関係】
- ④厚生年金保険法施行規則（昭和 29 年厚生省令第 37 号）【改正省令第 18 条関係】
- ⑤国民年金法施行規則（昭和 35 年厚生省令第 12 号）【改正省令第 25 条関係】
- ⑥年金手帳の様式を定める省令（昭和 49 年厚生省令第 40 号）【改正省令第 52 条関係】
- ⑦国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令（昭和 61 年厚生省令第 17 号）【改正省令第 56 条関係】
- ⑧特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平成 17 年厚生労働省令第 49 号）【改正省令第 82 条関係】
- ⑨厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行規則（平成 22 年厚生労働省令第 67 号）【改正省令第 86 条関係】
- ⑩年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則（平成 30 年厚生労働省令第 1

51号) 【改正省令第95条関係】

⑩国民年金法施行規則等の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第28号)
【改正省令附則第7条】

第二 改正省令の経過措置等

- 1 改正省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなすこととしたこと。【改正省令附則第2条第1項関係】
- 2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができることとしたこと。【改正省令附則第2条第2項関係】

第三 年金局関係通知により定められた様式等の取扱い

今回の省令改正に併せ、当職及び年金局の各職から発せられた通知等(「日本年金機構の設立に伴う既存通知等の取扱い等について」(平成22年1月1日年発0101第2号)の「1 既存の通知等の取扱いについて」に定める社会保険庁より発出された通知等を含む。以下「年金局関係通知」という。)により定められた様式等についても改正省令による様式の改正に準じて様式等の変更が行われたものとみなして取り扱うものとする。

なお、様式等の変更の主な方法は次のとおりであること。

(1) 交付、申請、届出等の日付の記載欄

(例)

| 変更後 | 変更前 |
|----------|----------|
| 令和 年 月 日 | 平成 年 月 日 |

(2) 生年月日、資格取得日等過去の日時を特定するもの

(例)

| 変更後 | 変更前 |
|----------------|------------|
| 令和 年 月 日 | 平成 年 月 日 |
| 明大昭 平 令 | 明 昭 大 平 |
| 昭・平・令 | 昭・平 |
| 7. 平成 9. 令和 | 7. 平成 |

第四 年金局関係通知により定められた様式等の変更に係る経過措置等

第三により変更が行われたものとみなして取り扱うこととされた様式等については、第二の経過措置に準じた取扱いを行うものとする。

第五 年度表記に係る取扱い

「改元に伴う元号による年表示の取扱いについて」(平成31年4月1日新元号へ

の円滑な移行に向けた関係省庁連絡会議申合せ)において、国の予算における会計年度の名称については、原則、改元日以降は、当年度全体を通じて「令和元年度」とし、これに伴い、当年度予算の名称は、各府省が改元日以降に作成する文書においては「令和元年度予算」と表示するものとするものとされているが、システム上、年度途中で年度表記の変更ができない等の事情がある場合には、例外として「平成31年度」等の表記を用いることも許容されているものであること。

年 発 0 5 0 7 第 2 号
年 管 発 0 5 0 7 第 4 号
令 和 元 年 5 月 7 日

地方厚生（支）局長 殿

年 金 局 長
（ 公 印 省 略 ）
大臣官房年金管理審議官
（ 公 印 省 略 ）

元号の表記の整理のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の公布等について

標記について、元号の表記の整理のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第1号）が公布されたことに伴い、別添のとおり日本年金機構理事長宛て通知したので、御了知いただくとともに、貴管内市町村への周知をお願いする。また、別添中第三及び第四について、貴管下の企業年金基金等に対して周知指導を併せてお願いする。

年発0507第1号
年管発0507第3号
令和元年5月7日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省年金局長
(公印省略)
厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公印省略)

元号の表記の整理のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の公布等について

元号の表記の整理のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第1号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、同日施行された。このうち、厚生労働省年金局所管の省令の改正の概要等は下記のとおりであるので、御了知いただくとともに、貴機構において周知徹底を図り遺漏のないよう取り扱われたい。

記

第一 年金局所管の省令の改正の概要

改元に伴い、次に掲げる省令により定められた様式中の「平成」の語句を「令和」に改める等必要な改正を行ったものであること。

- ①老齢福祉年金支給規則（昭和34年厚生省令第17号）【改正省令第7条第13号関係】
- ②厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成14年厚生労働省令第25号）【改正省令第7条第26号】
- ③厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第151号）【改正省令第7条第32号関係】
- ④厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）【改正省令第18条関係】
- ⑤国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号）【改正省令第25条関係】
- ⑥年金手帳の様式を定める省令（昭和49年厚生省令第40号）【改正省令第52条関係】
- ⑦国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令（昭和61年厚生省令第17号）【改正省令第56条関係】
- ⑧特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平成17年厚生労働省令第49号）【改正省令第82条関係】
- ⑨厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行規則（平成22年厚生労働省令第67号）【改正省令第86条関係】
- ⑩年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則（平成30年厚生労働省令第1

51号) 【改正省令第95条関係】

⑩国民年金法施行規則等の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第28号)
【改正省令附則第7条】

第二 改正省令の経過措置等

- 1 改正省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなすこととしたこと。【改正省令附則第2条第1項関係】
- 2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができることとしたこと。【改正省令附則第2条第2項関係】

第三 年金局関係通知により定められた様式等の取扱い

今回の省令改正に併せ、当職及び年金局の各職から発せられた通知等(「日本年金機構の設立に伴う既存通知等の取扱い等について」(平成22年1月1日年発0101第2号)の「1 既存の通知等の取扱いについて」に定める社会保険庁より発出された通知等を含む。以下「年金局関係通知」という。)により定められた様式等についても改正省令による様式の改正に準じて様式等の変更が行われたものとみなして取り扱うものとする。

なお、様式等の変更の主な方法は次のとおりであること。

(1) 交付、申請、届出等の日付の記載欄

(例)

| 変更後 | 変更前 |
|----------|----------|
| 令和 年 月 日 | 平成 年 月 日 |

(2) 生年月日、資格取得日等過去の日時を特定するもの

(例)

| 変更後 | 変更前 |
|----------------|------------|
| 令和 年 月 日 | 平成 年 月 日 |
| 明大昭 平 令 | 明 昭 大 平 |
| 昭・平・令 | 昭・平 |
| 7. 平成 9. 令和 | 7. 平成 |

第四 年金局関係通知により定められた様式等の変更に係る経過措置等

第三により変更が行われたものとみなして取り扱うこととされた様式等については、第二の経過措置に準じた取扱いを行うものとする。

第五 年度表記に係る取扱い

「改元に伴う元号による年表示の取扱いについて」(平成31年4月1日新元号へ

の円滑な移行に向けた関係省庁連絡会議申合せ)において、国の予算における会計年度の名称については、原則、改元日以降は、当年度全体を通じて「令和元年度」とし、これに伴い、当年度予算の名称は、各府省が改元日以降に作成する文書においては「令和元年度予算」と表示するものとするものとされているが、システム上、年度途中で年度表記の変更ができない等の事情がある場合には、例外として「平成31年度」等の表記を用いることも許容されているものであること。